⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑧　略］

［削る。］

⑨～⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑼　略］

⑽　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑾～⑿　略］

［２～５　略］

［第３～第５　略］

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名

⑵　［同左］

［①～⑧　同左］

⑨　リース取引の処理方法

⑩～⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹～⑼　同左］

⑽　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑾～⑿　同左］

［２～５　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名